

# 一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用      お知らせ      （令和7年度No.5）

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1      「警備業のひみつ」販売に伴う事前調査について

別添2      令和7年度全国労働衛生週間の実施に伴う協力依頼について

別添3      「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付について

別添4      令和7年度第8回セキュリティ・プランナー講習会開催案内（新宿）及び受講者募集の協力依頼について

別添 1

全 警 協 発 第 134 号  
令 和 7 年 8 月 6 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会  
専務理事 黒木 慶英

「警備業のひみつ」販売に伴う事前調査について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警備業の魅力を内外に発信する広報活動を行うために当協会において制作した小学校図書館等への寄贈書籍「警備業のひみつ」を、セキュリティ・タイム4月号に同封の上、配布しているところでございますが、その後、同書籍の販売を希望するご意見が数多く届いていることから、販売に向けた希望部数の事前調査を行うことといたしました。

つきましては、別紙「『警備業のひみつ』販売に伴う事前調査について」をセキュリティ・タイム8月号に同封し、加盟員に対し調査を実施することをご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

なお、各都道府県協会において、購入をご希望する場合においても、別紙 URL もしくは二次元コードからご回答をお願いいたします。

謹 白

## 別紙

令和7年8月6日

加盟員 各位

(一社)全国警備業協会  
専務理事 黒木 慶英

### 「警備業のひみつ」販売に伴う事前調査について

謹 啓

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素 協会運営につきまして格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、警備業の魅力を内外に発信する広報活動を行うために当協会において制作した小学校図書館等への寄贈書籍「警備業のひみつ」を、セキュリティ・タイム 4 月号に同封の上、加盟員の皆さまに配布しているところですが、その後、同書籍の販売を希望するご意見が数多く届いていることから、販売に向けた事前調査を行うことといたしました。

つきましては、購入をご希望の場合は、下記 URL もしくは二次元コードによりご回答をお願い申し上げます（購入のご希望がない場合は回答不要です）。

謹 白

### 記

#### 1 調査 URL 及び二次元コード

<https://505070bd.form.kintoneapp.com/public/comic>



#### 2 調査項目

- (1) 所属する都道府県
- (2) 会社名
- (3) 氏名
- (4) メールアドレス
- (5) 購入希望部数
- (6) 使用目的・用途（任意回答）

#### 3 価格

1 冊：1500 円～2000 円を想定

※ 送料は別途実費となります。

※ 調査結果によっては価格が変動する可能性もございます。

#### 4 回答期限

令和7年8月31日（日）

#### 5 注意事項

- (1) 本調査は同書籍を増刷する上で増刷部数の参考にするための調査となります。
- (2) 本調査はあくまで事前調査であり、購入申込・受注をするものではありません。
- (3) 販売時期は10月～11月頃を予定しております。

以上

別添 2

全警協発第 139 号  
令和 7 年 8 月 8 日

協会長 各位

(一社) 全国警備業協会  
専務理事 黒木 慶英

令和 7 年度全国労働衛生週間の実施に伴う協力依頼について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素協会運営につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生等の推進につきましては、平素各位の格別のご尽力を賜っているところでありますが、このたび、厚生労働事務次官より別添文書のとおり、令和 7 年度全国労働衛生週間の実施に伴う協力要請がございました。

つきましては、その趣旨をご理解の上、貴協会における諸活動に活用いただくとともに、管内加盟員各位に周知徹底をお願い申し上げます。

なお、本週間の実施に伴い、例年配布しております全警協作成の広報用ポスターにつきましては、セキュリティタイム 8 月号の付録として貴協会をはじめ各加盟員に送付する予定としております。

謹 白

厚生労働省発基安 0730 第 91 号  
令和 7 年 7 月 30 日

関係各位

厚生労働事務次官  
(公印省略)

令和 7 年度（第 76 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省におきましては、国民の労働衛生意識の高揚及び産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、昭和 25 年以来全国労働衛生週間を主唱して参りました。

本年度におきましても、令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱（別添）に基づき、10 月 1 日から同月 7 日までを本週間、9 月 1 日から同月 30 日までを準備期間として、

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

をスローガンとして、全国一斉に積極的な活動を行うことといたしました。

つきましては、この全国労働衛生週間の趣旨を御理解いただき、関係機関、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知等につきまして格別の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 令和 7 年度全国労働衛生週間実施要綱

### 1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和 25 年の第 1 回実施以来、今年で第 76 回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、高齢化の進行により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けているほか、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加するとともに、女性の就業率が上昇し、働く女性の健康問題への対応も課題となっている。このほか、業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、熱中症や腰痛など、気候変動、高齢化等の要因による業務上疾病の発生が増加している傾向にある。こうした労働環境を取り巻く変化に対応し、あらゆる労働者が健康に働き続けるためには、職場における健康管理はもとより、女性の健康への対応、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりの推進が重要である。

他方、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数は、令和 6 年度には 1,296 件となっており、引き続き過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策の推進が必要である。また、業務災害に係る過労死等事案の労災認定件数のうち、業務災害に係る精神障害による労災認定件数は令和 6 年度には 1,055 件と過去最多となっており、職場におけるメンタルヘルス対策の取組の一層の促進が必要となっている。

特に、小規模事業場におけるメンタルヘルス対策を含めた労働者の健康確保や取組の推進が重要である。

化学物質による健康障害防止については、国が行う化学品の危険性・有害性の分類（GHS 分類）の結果、危険性・有害性があると区分された全ての化学物質を対象として、事業者がリスクアセスメントを実施し、その結果に基づき、ばく露防止措置を適切に実施する制度（自律的管理）が令和 6 年度に全面的に施行されている。今後も対象となる化学物質の数は順次拡大し、幅広い業種で対応が必要になることから、引き続き自律的管理の定着・推進に向けた取組が必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約 1,000 人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存している。その解体工事が 2030 年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿の有無に関する事前調査や石綿の発散防止措置が適切に講じられていない事例が散見されたことを踏まえ、一定の建築物や工作物などの解体・改修工事については、資格者による事前調査や、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化

を進めている。

このような状況を踏まえ、第14次労働災害防止計画（以下、「14次防」という。）において、令和5年度より「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」や「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」、「労働者の健康確保対策の推進」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進」等合計8つの重点を定め、労働災害防止対策を進めており、今年度で3年目を迎える。

これらに加え、令和7年5月に公布された労働安全衛生法等の改正法により、労働者数50人未満の小規模事業場に対してストレスチェックの実施が義務付けられた（施行日は公布後3年以内に政令で定める日）。また、危険性・有害性情報の通知義務（SDSの交付等の義務）に罰則を設けることや、個人ばく露測定を作業環境測定として位置づけ、作業環境測定士に実施させること等も新たに規定されている。

さらに、令和7年6月に公布された労働施策総合推進法の改正法により、治療と仕事の両立支援のための必要な措置を講じることが事業主の努力義務とされた（施行日は令和8年4月1日）。

また、職場における熱中症による死亡者数が3年連続で30人を超えている状況等を踏まえ、熱中症による死亡災害の減少に向けて、熱中症のおそれがある作業者を早期に発見するための体制整備、熱中症の重篤化を防止するための措置手順の作成、これらの体制や手順の関係作業員への周知を内容として労働安全衛生規則を改正し、令和7年6月1日に施行されたところである。

こうした背景を踏まえ、今年度は、「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

## 2 スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場」

## 3 期 間

10月1日から10月7日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間とする。

## 4 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

## 5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

## 6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

## 7 実施者

各事業場

## 8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

## 9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

## 10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

### (1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

エ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した  
実地訓練等の実施

オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

### (2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

以下省略



事務連絡  
令和7年7月31日

関係各位

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
労働衛生課中央労働衛生専門官  
(契印省略)

令和7年度（第76回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

厚生労働行政の推進につきましては、平素から格別の御指導・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、同封した通達「令和7年度（第76回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について」については、従前から紙媒体で貴団体に送付していたところです。当該資料の御活用には、関係者皆様に周知を依頼しているところですが、上記通達の電子媒体の送付の御希望の場合は、以下のとおりメールを送っていただければ、電子媒体を送付いたしますので、貴団体内での周知に御活用ください。

なお、ペーパーレス化のため、今後同様の御案内の送付の際には、いただいた連絡先を活用させてもらいたいと考えているため、当方からのメールの宛先については、貴団体内の人事異動等を考慮の上、組織メールアドレス等を登録いただければ大変ありがたく考えております。

【電子媒体送付希望メールの送付の方法】

メールタイトル：令和7年度（第76回）全国労働衛生週間に関する協力依頼等の案内

メール宛先：本件担当 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課  
[eiseishukan@mhlw.go.jp](mailto:eiseishukan@mhlw.go.jp)

メール本文：貴団体の組織名  
案内の送付を希望するメールアドレス

別添 3

全 警 協 発 第 140 号

令 和 7 年 8 月 8 日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付について

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、総務省行政管理局公共サービス改革推進室から協力依頼がございました。

総務省では、今年度の「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見聴取を、本年10月上旬から行う予定としておりますが、これに先立ちまして、8月7日（木）から9月5日（金）までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等について、情報公表の要請を募集するとのことです。

つきましては、業務ご多忙のところ恐縮に存じますが、管内加盟員各位に対し周知徹底下さいますようお願い申し上げます。

謹 白

## 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する 情報公表要請の受付について

令和7年8月7日  
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、令和7年8月7日（木）から9月5日（金）までの間、官民競争入札又は民間競争入札<sup>1</sup>（いわゆる市場化テスト）の対象とすることで、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ低廉なサービスの実現が可能になると考えられる具体的な公共サービスについて、情報公表の要請を民間事業者の方々から募集いたします。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（公共サービス改革法）は、国の行政機関等が実施する公共サービスについて、国民の立場に立って不断の見直しを行い、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的としております。

また、公共サービス改革法では、「公共サービス改革基本方針」を策定又は変更する際に行うこととされている民間事業者からの意見聴取を適切に実施するため、総務省が、公共サービスを実施する国の行政機関等<sup>2</sup>に対し、公共サービスの業務内容等に関する情報の提出を求め、提出された情報をインターネット等により公表することが定められています<sup>3</sup>。

総務省では、今年度の「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見聴取を、本年10月上旬から行う予定としておりますが、これに先立ちまして、8月7日（木）から9月5日（金）までの間、国の行政機関等が実施している公共サービスの業務内容等について、情報公表の要請を募集いたします。

国の行政機関が自ら実施している事業のうち、民間に委ねることができると考えられるもののほか、既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性の改善（より多くの事業者の参入など）が見込まれる公共サービスについても情報公表の要請を受け付けておりますので、下記を御参照の上、お気軽に要請を行っていただきますようお願いいたします。

<sup>1</sup> 「官民競争入札」は、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項（仕様書等の入札関係資料）の作成、落札者決定のための評価等において官民競争入札等監視委員会の関与が行われるもの。

「民間競争入札」は、「官」は参加せず、質・価格の両面で最も優れた民間事業者が、そのサービスの提供を担う仕組みであり、実施要項の作成等において官民競争入札等監視委員会の関与が行われるもの。

<sup>2</sup> 「国の行政機関等」には、国の行政機関のほか、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるものであって、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫以外のものを除く。）が含まれる。ただし、国の行政機関のうち、人事院及び会計検査院は含まれておらず、国会（立法）及び裁判所（司法）は公共サービス改革法の対象外である。

<sup>3</sup> 公共サービス改革法第7条第4項及び第9項

なお、お寄せいただいた要請については、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った後、当室ホームページ<sup>4</sup>にて情報を掲載・公表します。また、御提出いただきました要請書の内容について、当室からヒアリングを依頼する場合がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 募集する情報公表要請の内容

- ① 国の行政機関が自ら実施している事業であるものの、民間に委ねることができると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ② 既に民間委託されているものの、市場化テストの実施により競争性が改善されると考えられる公共サービスの実施体制・実施方法等
- ③ その他、本年10月上旬を目途に実施予定の「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」に対応するため事前の情報公表が必要なものに関する情報の公表要請を募集いたします。

(注) なお、地方公共団体の実施する公共サービスは対象ではありませんので、御注意ください。

#### (記入例)

情報の公表要請を行う事業：現在〇〇省が実施している△△事業

要請理由：現行の△△事業について、市場化テストを実施することで、業務の質の改善や経費の削減等が図られるのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。

過去に市場化テストの対象となった事業については、以下の総務省ホームページ「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」を御覧ください。

[「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」](#)

(URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/001016223.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/001016223.pdf))

重要な提案については、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、国の行政機関等の公共サービスに関する以下の項目について、当室のホームページにて掲載・公表できるように関係行政機関等と調整します。

<sup>4</sup> [http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo\\_service\\_kaikaku/momiji/2016/jouhou.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momiji/2016/jouhou.html)

＜公表する情報＞

① 事業の内容

事業概要、業務量等

② 実施体制

人員、事業所数等

③ 実施方法

具体的実施方法、業務の性質上重視される事項

④ その他、参考となる情報

**2. 募集期間**

令和7年8月7日（木）から9月5日（金）まで

**3. 提出方法**

以下のいずれかの方法にて御提出をお願いします。

① インターネット（下記 e-Gov のページリンクからアクセスしてください。）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ページ上部の「案件一覧」タブを選択いただき、「意見募集案件」の検索欄にキーワードとして、案件名（「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付について）を御入力の上、検索いただきますようお願いいたします。

② 電子メール

要請書様式に御記入いただいた後、PDF 形式に変換したファイルを電子メールに添付の上、下記アドレスに送信してください。

③ 郵送又は持参

記入済みの要請書を下記宛先に御提出ください。

郵送の場合は、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

＜宛先＞

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：kousa●soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

**4. その他**

① 要請内容の詳細等を確認するために、情報公表要請書に記載された連絡先に公共サービス改革推進室から問合せをさせていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

② 郵便事故や通信事故により未着となった要請書については、本募集においては

受け付けかねますので、御了承ください。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、要請書の到着を確認されたい場合は、当室までお電話をいただけるようお願いします。

- ③ 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の募集については、本年10月上旬頃に募集を行う予定です。
- ④ 要請をお寄せいただいた方の氏名、メールアドレス等の個人情報については、御意見の内容確認等、「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付に係る連絡目的に限って利用することとし、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行います。

(問合せ先)

総務省公共サービス改革推進室内 意見募集担当

TEL:03-5501-2046

各都道府県警備業協会長 殿

(一社) 全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

**令和 7 年度第 8 回（通算第 110 回）セキュリティ・プランナー講習  
開催案内（新宿）及び受講者募集の協力依頼について**

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび全警協では、下記のとおりセキュリティ・プランナー講習を開催することにいたしました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ではございますが、貴協会加盟員や、関係各社等に対し、別添「セキュリティ・プランナー講習案内」の内容に基づき、本講習への積極的な応募を呼び掛けていただきたく、ご依頼申し上げます。また、「セキュリティ・プランナー講習案内」は全警協ホームページに掲載しており、ダウンロードできますので、合わせて周知をお願い申し上げます。

謹 白

記

## 1 開催日程、募集人数、会場

| 地区 | 開催日程                                | 募集人数 | 会 場                                                   |
|----|-------------------------------------|------|-------------------------------------------------------|
| 新宿 | 令和 7 年<br>11 月 19 日(水)～11 月 21 日(金) | 70 名 | エステック情報ビル（新宿）<br>東京都新宿区西新宿 1-24-1<br>TEL:03-3342-3511 |

## 2 講習内容

セキュリティ・プランナーとしての役割（警備対象ごとの最適な安全を実現するためのプランを策定、提案、実行すること）を担うために必要な知識と技能の習得を目的とした学科講義及び技能実習を行います。

## 【学科講義】

|                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------|
| セキュリティ・プランナーの役割                                                     |
| セキュリティの契約及び警備業者の責任                                                  |
| 1 号～4 号業務の知識及びセキュリティプランニングの作成                                       |
| 大学教授や有識者によるセキュリティに関する旬のテーマの講義（防犯、防災、サイバーセキュリティ、子供の安全など、開催回により異なります） |

## 【技能実習】

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 交通誘導警備業務における事前確認事項   | 花火大会開催における広報文例の作成要領   |
| 雑踏警備業務における提案事項       | スタジアムイベント開催における群集整列要領 |
| 施設警備業務における勤務基準表の作成要領 | 施設警備における巡回ルートの作成要領    |
| 道路工事現場におけるプランニング     | 機械警備のセンサー配置図作成要領      |
| 建築工事現場におけるプランニング     |                       |

3 受講者募集要領 ※詳細はセキュリティ・プランナー講習案内を参照願います。

- ① 全警協ホームページ (<http://www.ajssa.or.jp/>) の「プランナー・コンサルタント」のコーナーから、セキュリティ・プランナー「受講申し込みフォーム」に必要事項を入力して、受講希望申請をしてください。  
(受講希望申請締切りは、8月29日(金)24:00までとなります。)
- ② 受講者(受講希望者が多数の場合は抽選)に対し、全警協から受講申込書類一式を送付します。
- ③ 受講申込書類を受理後、教本及び受講票を送付します。

4 お問い合わせ先

本講習に関してご不明な点等があれば、下記担当者までお問い合わせくださるよう周知方お願い申し上げます。

<全警協事務局担当 研修センター 教育企画課 山崎、高柳>

TEL:03-3342-5823 FAX:03-3342-6074 ホームページ: <http://www.ajssa.or.jp/>

以 上